

魚沼市生涯学習センター建設工事に伴う地盤変動影響調査（事後）業務委託 特記仕様書

本業務委託は、魚沼市委託契約条項（令和 4 年魚沼市告示第 159 号。以下「委託契約条項」という。）び本特記仕様書に従い実施するものとする。

1 業務目的

魚沼市生涯学習センターの建設工事において、振動等が周辺地盤や近隣家屋に与えた影響を確認することを目的とする。

2 業務内容

委託番号：令 8 現単生委第 9 0 号

業務名：魚沼市生涯学習センター建設工事に伴う地盤変動影響調査（事後）業務委託

履行期間：1 2 0 日間

履行地点：魚沼市 小出島 地内

調査対象物：地盤変動影響調査箇所一覧のとおり

3 業務項目

3.1 現況調査

本業務は特記仕様書に基づき、魚沼市生涯学習センター近隣敷地における建物等の事後調査を行う。

3.2 打合せ協議

- ・業務着手時
- ・中間時 1 回

※総括監督員立ち会いのもと、成果品の内容・項目等について中間時の確認をすること。

- ・成果品納品時

4 業務にあたっての留意事項

(1) 受注者は、本業務のために権利者の占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地、建物等の権利者に通知し日程を調整するものとする。また、調査当日において、立ち入り調査開始前に必ず権利者に土地等の立ち入りの了解を得てから調査を開始しなければならない。

(2) 受注者は、本業務を行うため建物等の立ち入り調査を行う場合には、原則として権利者に立ち会いを得なければならない。ただし、立ち会いを得ることができないときは、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

5 調査上の留意点

工事による建物等への影響を把握することが重要であることから、特に、家具裏の損傷、開口部（建具等）の建付不良、鍵の施錠不良、水廻り、雨漏り及び屋根等の既損傷箇所について見落としがないよう十分な調査を実施すること。また、調査結果について、権利者の確認を得ること。

6 一括再委託等の禁止（委託契約条項第 3 条）

(1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者委託し、又は請け負わせてはならない。

(3) 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

7 管理技術者等（委託契約条項第 6 条の 2）

本件に係る測量、調査、設計業務等において受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者又は主任技術者を定め、その氏名その他の必要な事項を発注者へ通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

8 照査技術者（委託契約条項第 7 条）

本件に係る測量、調査、設計業務等において受注者は、設計図書に定める場合には、成果品の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他の必要な事項を発注者へ通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

9 打合せ等

業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議するものとする。

10 業務計画書

受注者は、契約締結後 1 4 日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

また、これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更の場合はこの限りではない。業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

(1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程 (4) 打合せ計画 (5) 成果物の内容、部数 (6) 使用する主な図書及び基準 (7) 連絡体制（緊急時含む） (8) その他

11 資料の貸与及び返却

監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。

受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに監督員に返却するものとする。

12 関係官公庁への手続き等

受注者は、業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

13 地元関係者との交渉等

受注者は、地元関係者への説明、交渉等は、監督員等が行うものとするが、監督員等から指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

14 土地の立ち入り等

受注者は、屋外で行う業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、監督員及び関係者と十分な協調を保ち業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。また、第三者の土地への立入りに当たっては、身分証明書を常に携帯しなければならない。

15 成果物の提出

報告書及び成果物の提出先は魚沼市教育委員会事務局生涯学習課とする。

15.1 報告書

報告書は以下の内容を含むものとする。

- (1) 調査区域平面図（調査家屋番号記入）
- (2) 家屋調査測定表
- (3) 記録写真集
- (4) 調査対象工事概要
- (5) 考察
- (6) その他必要と認める書類

15.2 成果品

- (1) 調査報告書（A4ファイル） 調査物件毎2部（うち1部は、調査物件権利者分）
- (2) 電子データ（CD-R） 1部

16 業務内容の変更（委託契約条項第9条）

発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額及び履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

17 成果物の使用等

成果物はすべて発注者の所有とし受注者は発注者の承諾を受けないで他に公表貸与、使用してはならない。特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用した場合は、成果物にそのことを明示するものとする。

受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

18 検査及び引渡し（委託契約条項第13条）

受注者は、委託業務を完了したときは、履行届を発注者に提出し、成果品について発注者の検査を受けなければならない。

19 契約不適合責任等（委託契約条項第16条）

発注者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、成果品の修補又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。

20 秘密の保持（委託契約条項第19条）

受注者は、委託業務の実施により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

21 個人情報の保護（委託契約条項第20条）

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人

情報取扱特記事項」遵守しなければならない。

22 安全等の確保

受注者は、屋外で行う設計業務等に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。また、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。

23 行政情報流出防止対策の強化

受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

24 新技術の活用について

受注者は、「新技術情報提供システム（NETIS）」、「Made in 新潟」等を利用することにより、活用することが有用と思われる新技術等が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。

25 契約外の事項（委託契約条項第 21 条）

この契約に定めのない事項及びこの契約について疑義を生じたときは、発注者と受注者とが協議して定める。

地盤変動調査箇所一覧

件名 魚沼市生涯学習センター建設工事に伴う地盤変動影響調査(事後)業務委託

調査 番号	建物所在地	建物等の概要	用途	延べ面積
①	魚沼市小出島124-65	鉄骨造 3 階建	居宅兼店舗	263.74㎡
②	魚沼市小出島124-64	鉄骨造 4 階建	店舗	667.57㎡



UserID = 101470

1/750